

B. 山口大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対策に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山口大学セクシュアル・ハラスメント防止・対策に関するガイドライン（平成12年1月11日制定）に基づき、山口大学（以下「本学」という。）におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対策に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学長及び部局長の責務)

第2条 学長は、セクシュアル・ハラスメントの防止・対策及び被害者救済に関する施策等について責任を負うものとする。

2 各学部長、大学院の各研究科長（専任の教官を置く研究科の長に限る。）附属図書館長、医学部附属病院長、各学内共同教育研究施設長、保健管理センター所長、医療技術短期大学部部長及び事務局長（以下「部局長等」という。）は、セクシュアル・ハラスメントの防止・対策及び被害者救済に関する施策の具体的実施について責任を負うものとする。

(防止及び対策に関する検討並びに実施)

第3条 本学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対策等に関する検討及び実施は、山口大学イコール・パートナーシップ委員会（以下「イコール・パートナーシップ委員会」という。）において行う。

(イコール・パートナーシップ委員会の任務)

第4条 イコール・パートナーシップ委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) セクシュアル・ハラスメントの防止に関する啓発及び研修に関すること。
- (2) セクシュアル・ハラスメントが発生する環境、慣習の改善に関すること。
- (3) セクシュアル・ハラスメントの相談に関すること。
- (4) セクシュアル・ハラスメントの問題解決及び被害の救済に関すること。
- (5) その他、セクシュアル・ハラスメントの防止・対策及び被害者救済に関し必要な事項

2 イコール・パートナーシップ委員会は、セクシュアル・ハラスメントの救済、処分及び環境改善のためにとるべき措置並びに個別の事案への対応策をまとめたときは、学長又は関係する部局長等に建議するものとする。

3 イコール・パートナーシップ委員会は、セクシュアル・ハラスメントに関する防止、対策及び被害者救済等の措置を講じた場合は、学長に報告するものとする。

(相談員)

第5条 本学に、セクシュアル・ハラスメントの相談に応じるために、相談員を置く。

2 相談員は、次の各号に掲げる者とし、学長が任命する。

- (1) 各学部、医学部附属病院及び医療技術短期大学部から推薦された教官 それぞれ男女各1名
- (2) 各附属学校等から推薦された教官 6名（半数以上は女性とする。）
- (3) 事務局長が推薦する教官以外の職員 4名（半数以上は女性とする。）
- 3 前項第3号の男女各1名の推薦に当たって、これにより難い特別の事情がある場合は学長が別に定めるものとする。
- 4 第2項第3号、第4号及び第5号の相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 相談員の氏名、所属、連絡用電話、ファックス及び電子メールアドレス等を学内に公表するものとする。
- 6 相談員は、イコール・パートナーシップ委員会及び第10条の調査委員会の委員以外から選考するものとする。

(相談員の任務)

第6条 相談員の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) セクシュアル・ハラスメントに関する相談に応じること。
- (2) 被害を受けたとされる者のために医療的対応が必要な場合又は専門的カウンセリングが必要と認められる場合には、保健管理センター又は学生相談所に連絡すること。
- (3) セクシュアル・ハラスメントについて相談があった事実及び当事者の意向等について記録し、イコール・パートナーシップ委員会に報告すること。なお、被害を受けたとされる者及び加害者とされる者が本学の学生の場合は、関係する部局の学務委員にも併せて報告すること。
- (4) 事態が重大で改善措置等が必要であると認めた場合には、直ちにイコール・パートナーシップ委員会にその旨を報告すること。

(相談員の遵守事項)

第7条 相談員は、任務を遂行するに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 当事者の名誉及びプライバシー等の人格権を侵害することのないよう慎重に対処するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならないこと。
- (2) 被害を受けたとされる者の意向を尊重し、当事者にとって適切かつ効果的な対応は何かという視点を持ち、解決策を押し付けることのないよう留意すること。
- (3) 当事者からの相談及び事情聴取に当たって、セクシュアル・ハラスメントに当たるような言動を行ってはならないこと。

(相談の受付)

第8条 相談員への相談は、面談のほか手紙、電話、ファックス又は電子メールのいずれでも受け付けるものとする。

- 2 相談者は、いずれの相談員に対しても相談することができる。
- 3 相談を受ける際には、複数で対応し、相談者と同性の相談員が同席するものとする。

(相談員への研修)

第9条 相談員に対する研修については、別に定める。

(調査委員会)

第10条 イコール・パートナーシップ委員会は、次の各号に該当する場合には、セクシュアル・ハラスメントの事実関係を調査するため、調査委員会を置く。

- (1) 被害を受けたとされる者の要請又は相談員からの報告により、イコール・パートナーシップ委員会が必要と認めたととき。
- (2) イコール・パートナーシップ委員会が、救済及び環境改善等のための措置が必要と判断したとき。

(調査委員会の組織)

第11条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織し、イコール・パートナーシップ委員会で選考の上、学長が任命する。

- (1) 教職員の中から5名（イコール・パートナーシップ委員会委員及び相談員を除く。）
- (2) 法律学及び心理学を専門とする者の中から各1名（当該事案にかかわった相談員を除く。）
- 2 前項第1号の委員のうち3名以上は女性とする。
- 3 委員の任期は、当該事案に係る任務が終了するまでとする。
- 4 委員は、複数の調査委員会の委員を兼任することを妨げない。
- 5 第1項第1号の委員は、当事者が所属する部局以外で、かつ、当事者と利害関係がない者から選考するものとする。
- 6 調査委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 7 委員長は、調査委員会を召集し、その議長となる。
- 8 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。
- 9 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 10 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 11 調査委員会が必要と認めたとときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(調査委員会の任務)

第12条 調査委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 当該事案の事実関係を明らかにするために必要な事項を調査すること。
- (2) 当事者及び関係者から事情を聴取すること。
- (3) 調査が終了したときは、調査結果を直ちにイコール・パートナーシップ委員会に報告すること。
- (4) セクシュアル・ハラスメントの事実関係を2ヶ月以内に明らかにすること。ただし2ヶ月以内に調査が完了しない場合で、やむを得ない事由がある場合には、相当期間延長することができる。

(調査に当たっての遵守事項)

第13条 調査委員会及び委員は、調査を進めるに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査に際しては、被害を受けたとされる者の抑圧や被害の揉み消しになるような言動を行ってはならないこと。

- (2) 申し立てられた側の「同意があった」旨の抗弁があった場合、その有無について証明責任を被害を受けたとされる者に負わせてはならないこと。
- (3) 当事者の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう慎重に対処するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならないこと。

(調査委員会委員の交替)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、イコール・パートナーシップ委員会は、委員の交替を行うことができる。

- (1) 当事者から、委員が前条各号に定める遵守事項のいずれかに違反したとして、当該委員の交替の申し出があったとき。
- (2) 委員が、当事者と利害関係があることが明らかになったとき。
- (3) 委員が、不適切な調査活動を行ったとき。
- (4) その他、イコール・パートナーシップ委員会が必要と認めたとき。

(調査委員会の調査の終了)

第15条 調査は次の各号のいずれかに該当するときに終了するものとする。

- (1) 調査委員会の調査が完了したとき。
- (2) 相談者が、調査の途中で調査の打ち切りを申し出たとき。
- (3) 加害者とされる者が本学の構成員でなくなり、かつ、調査の続行が困難となったとき。
- (4) 2か月以内に調査が完了する見込みがなく、相当期間の延長をしても完了する見込みがないと、イコール・パートナーシップ委員会が判断したとき。

(臨時の対応措置)

第16条 イコール・パートナーシップ委員会は、苦情相談が行われた時点又は手続きの進行中において、セクシュアル・ハラスメントの疑いのある行為が継続しており、かつ事態が重大で緊急性があると認めるときは、被害を受けたとされる者の了解の上で、被害を受けたとされる者及び加害者とさせる者並びに関係する部局に対し、臨時の対応措置をとることができるものとする。

(指導・助言による解決)

第17条 イコール・パートナーシップ委員会は、相談者の報告又は調査委員会の報告を踏まえ、セクシュアル・ハラスメントと認定した事案に対し被害者の要求を考慮して、指導・助言による解決のための措置をとることができるものとする。

(学務委員との連携)

第18条 イコール・パートナーシップ委員会は、被害を受けたとされる者及び加害者とされる者が本学の学生の場合は、関係する部局の学務委員と連携して対応するものとする。

(委員等の義務)

第19条 イコール・パートナーシップ委員会委員、調査委員会委員及び相談員並びに学務委員は、任期中及び退任後においても、任務において知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(事務)

第20条 イコール・パートナーシップ委員会及び調査委員会の事務は、総務部人事課及び学務部学生生活課において処理する。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、セクシュアル・ハラスメントの防止及び対策に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成12年1月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。